

第 2 章

個 別 目 標 の 進 捗 状 況

「環境基本計画」に掲げている 15 の個別目標の達成に向け、
環境の現状、市の取組みの実践状況、市民・事業者の活動・参
加状況について報告します。

本文中、※印の付いている用語の解説は、資料編 P.75 用語解説をご覧ください。

1 自然を身近に感じられる “まちづくり”

1-1 樹林地や農地を守り、育てる〔個別目標①〕

現状と課題

本市の樹林地は、谷津田の斜面林とゴルフ場の樹林が大半を占める他、河川沿いには農地が広がり、主に水田として利用されています。しかし、これらの樹林地や農地は、宅地造成などの開発や不十分な管理、農家の担い手不足などの影響を受け、減少傾向にあります。

豊かな自然を身近に感じられるまちづくりのために、市民・事業者と協力しながら、樹林地や農地を守り育てていくとともに、自然とふれあえる場所や機会の創出が求められています。

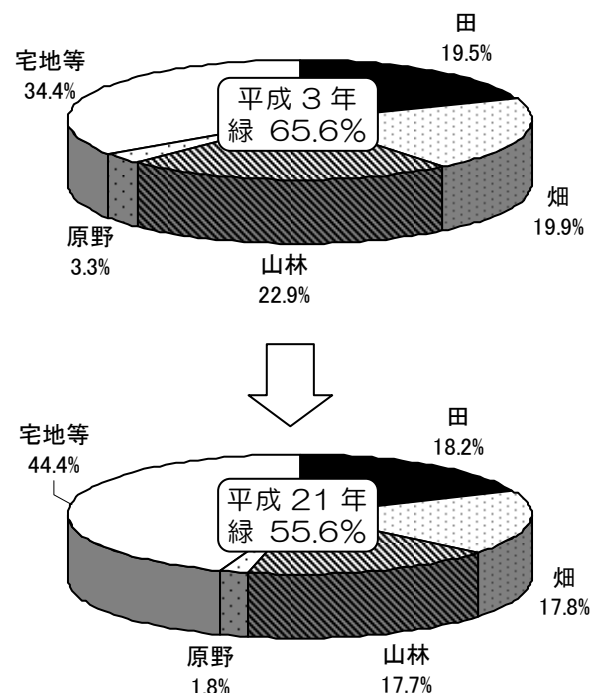
平成 21 年度実施状況

■ 樹林地・草地などの保全

市内に広がる樹林地や田畑などを合わせた緑は、市域の 55.6% (29.7 km²) を占めています。しかし、65.6% あった平成 3 年度と比較すると、10% (5.4 km²) 減少しています。市では樹林地の減少を抑制するための指導・呼びかけを継続的に実施していますが、伐採等の面積が増えている状況です。

また、市では里山の保全・活用や市民参加のしくみづくりを進めており、平成 21 年度は、草深の森の草刈り作業や枯れ木除去、竹林伐採作業、除去木を利用したバイオネスト※づくりなどを行ったほか、市民団体主催の里山ウォークと同時に実施した自然池の生物調査に協力しました。

《 土地利用面積の変化 》



■ 農地の保全

市内の遊休農地※対策として「印西市耕作放棄地再生利用実施計画※」を策定しました。今後は同計画に基づいて遊休農地解消事業を推進していきます。

農家の担い手不足対策としては、農業従事希望者に基礎的な農業知識を習得させる農業研修（2回、12名参加）を実施するとともに、農業版ハローワーク（コラム参照）への登録を促進しました。

また、地場農産物の利用を促進するために、学校給食などへの利用推進や「印西市農産物ブランド化戦略※」の策定を行いました。

■ 樹林地や農地とのふれあいの場の創出

市民が樹林地や農地とふれあえる場として「草深の森」や「ふるさと農園」を提供しています。

平成21年度は、ボランティアとの協働により草深の森の草刈りを行いました。また、BIG HOP 駐車場で開催した「産業まつり」では、安心・安全な農産物の販売とPRを行い、農家と消費者の交流を図りました。

市民・事業者の活動・参加状況

- 草深の森の整備作業に、地権者や市民のみなさんなど51名のご協力をいただき、草刈りや竹林の伐採、枯れ木の除去作業（約10,000m²）を行いました。
また、NPO法人 ラーバン千葉ネットワークの協力により除去木を利用したバイオネスト作りを実施しました。
- 平成21年度のふるさと農園の利用者は206名で、昨年を17名上回りました。
- 産業まつりには30,000人あまりのみなさんにご来場いただきました。

コラム ★ 農業版ハローワーク

農業版ハローワークは農業に関心があり、農家で働いてみたい市民（求職者）と働き手を必要とする農家（求人者）を登録し、市民と農家がお互いに情報を閲覧し、条件に合った相手と直接交渉して雇用契約を行うものです。

農家で働いてみたいと考えている人はぜひ登録してみてください。

注）国で行うハローワーク（職業安定所）とは異なります。



【問い合わせ先】 農政課 振興班 電話：0476-42-5111 内線 375、376

1-2 さまざまな生き物を守る〔個別目標②〕

現状と課題

本市には、里山という貴重な自然環境が残されており、多様な生き物が生育・生息していますが、近年の市街化や土地開発、樹林地や水辺の管理不足などにより、その保全が課題となっています。

市では、印西自然探検隊や生物モニタリング調査※などを通じて市民意識の高揚を図るなど、動植物の生育・生息環境の保全に向けた取組みを進めています。

外来生物※問題については、国や県と連携しながら市民や事業者への情報提供と啓発を図り、在来種※の生態系を保全していく必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 生き物の生育・生息環境の保全・創出

市では、県や周辺自治体と協力し、手賀沼・印旛沼流域の水生植物の再生事業を推進するとともに、野生動植物の生育・生息環境の保全や生き物の密猟抑止、外来種の移入防止などについて普及啓発を図っています。

平成 17 年度に市内全域（9ヶ所）で実施した自然環境調査では、植物 679 種、動物 240 種（哺乳類 7 種、鳥類 78 種、爬虫類 6 種、両生類 6 種、昆虫類 129 種、魚類 14 種）が確認されています。外来種の確認数は植物 115 種、動物 12 種で、このうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法※）」に定める特定外来生物※は、植物 4 種、哺乳類 1 種、両生類 1 種の計 6 種でした。

また、外来生物の防除として、平成 21 年度はアライグマ 17 匹とカミツキガメ 1 匹を捕獲しました。

《 市内で確認された外来種生物 》

分類群	外来種	特定外来生物
植物	115 種	ナガエツルノゲイトウ アレチウリ オオカワジシャ オオキンケイギク
動物		
哺乳類	1 種	アライグマ
鳥 類	3 種	—
爬虫類	1 種	—
両生類	1 種	ウシガエル
昆虫類	3 種	—
魚 類	3 種	—

【出典】印西市自然環境調査（平成 17 年度）



印西市で捕獲されたカミツキガメ

■ 調査・観察会などの継続実施

生き物の生育・生息環境を保全する意識の向上を目指して実施している自然探検隊は、開催場所の変更などを検討し、今後も継続的に実施していきます。平成21年度は天候不順などにより5回中3回が中止となってしまいましたが、浦部川周辺で実施した2回に多数のご参加をいただきました。

平成15年度から実施していた市民参加による生き物モニタリング調査は平成20年度で終了しており、今後はこれに変わる調査の実施を検討していきます。



第1回自然探検隊の様子

市民・事業者の活動・参加状況

- 浦部川周辺で水辺の生き物を観察しながらその保全方法について学ぶ自然探検隊を2回実施し、延べ50名のみなさんが参加しました。
- 手賀沼流域の小中学校の協力により、ガシャモク※の育成を継続的に実施しました。



木下小学校で育成中のガシャモク

コラム ★ 生物多様性国家戦略 2010

「生物多様性国家戦略」とは、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画にあたります。我が国では平成7年に、「生物多様性条約」に基づく初めての生物多様性国家戦略を決定し、平成14年と19年に見直しを行ってきました。

その後、平成20年に施行された「生物多様性基本法」で国家戦略の策定が法律上に規定されたことを受け、中央環境審議会における検討を経て平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。

「生物多様性国家戦略2010」は、10月に名古屋で開催されるCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議、通称「国連地球生きもの会議」）に向けた取組み等を視野に、内容の充実を図っており、大きく3つのポイントがあります。

ポイント1 中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）の設定

ポイント2 COP10の日本開催を踏まえた国際的な取組の推進

ポイント3 COP10を契機とした国内施策の充実・強化

【参考】環境省 報道発表資料

コラム ★ 手賀沼流域フォーラム

手賀沼流域フォーラムは、手賀沼の水質浄化活動を広く市民に啓発し、日常生活の中で水質浄化に取り組んだり、手賀沼にもっと親しんでもらうことなどを目的として、地域市民活動団体や、国・千葉県の行政機関、流域市村、地元研究機関などが協働し、平成9年度から開催しているイベントです。13回目となった平成21年度は、「手賀沼の生物多様性をともに考えよう」をテーマとして、柏市、我孫子市、印西市等における18の地域企画と全体会が開催されました。(印西地域企画の様子はP.16をご参照ください)

ここでは、平成21年10月17日(土)に手賀沼親水広場で開催された全体会の様子を紹介します。

◆午前の部

午前の部では、地域企画参加者の感想発表が行なわれ、印西市企画では2名の参加者が水質浄化の工夫や植物の大切さに触れた感想を発表しました。

また、「わたしができる浄化作戦」として、鎌ヶ谷市の生活排水対策事業の一環で実施した食器のふき取り対策が紹介された他、谷津米で作ったおにぎりの試食会などが行なわれました。



食器ふき取りの実演

◆午後の部① シンポジウム「手賀沼に生命のにぎわいを—どうする？手賀沼—」

千葉県立中央博物館・生物多様性センターの中村俊彦さんによる基調講演では、手賀沼流域で人の生活と自然が調和し、豊かな生物多様性が形成されてきた歴史と、「里沼」としての手賀沼を未来につなげていくための取組みが紹介されました。

その後、「水循環回復行動計画に基づく協働調査からみえてきたこと」「手賀沼における過去3年間の防除活動」として水質浄化や外来魚駆除への取組みが紹介され、発表者と参加者を交えた活発な意見交換が行なわれました。

◆午後の部② お楽しみ企画

お楽しみ企画では、手賀沼の「船上見学」や「ヨット体験」、「カヌー体験」、「魚とり体験&観察」が開催され、延べ100名の皆さんが手賀沼の自然に触れ合いました。



カヌー体験の様子
事前講習を受けてから実際にカヌーを体験



魚とり体験の様子
採った魚は各自ケースに入れて観察しました

1-4 まちの緑を増やす〔個別目標④〕

現状と課題

私たちの身近にある緑は、生活にやすらぎと潤いをもたらすばかりでなく、空気の浄化や夏の暑さの緩和、防災効果などさまざまな機能を持っています。

市では、市民にとって身近な公園の美化・保全等のため、自治会、地域住民、事業所等が自発的かつ自主的に行う緑地の管理・美化活動の支援を行っています。

環境基本計画では、目標年次（平成 24 年）までに市民一人当たりの都市公園面積を 16.6m^2 とする目標を設定して緑の保全・創出を目指しており、年々目標値に近づいています。

今後も、開発行為の際に敷地内の緑化の推進を図るだけでなく、市民の公園に対する意識と理解の向上を図り、市民参加による緑化活動を促進する必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 公用地内の緑化

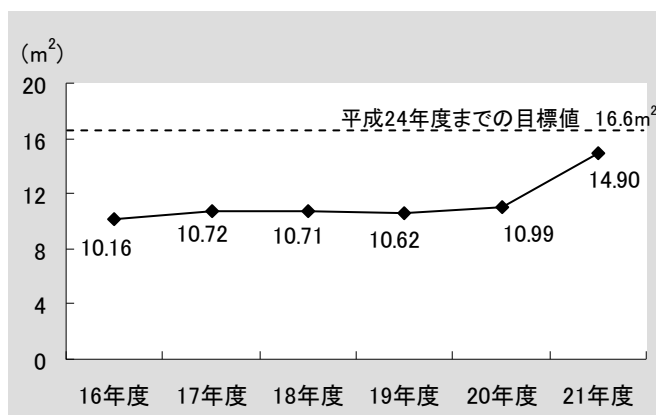
市では、身近な公園や運動施設を備える総合公園などの都市公園を計画的に整備していくとともに、市民参加による公園や緑地の管理活動を支援しています。

平成 22 年 3 月現在、印西市における都市公園は、県立公園 1 ヶ所（北総花の丘公園）、総合公園 1 ヶ所（松山下公園）、地区公園 1 ヶ所（牧の原公園）、近隣公園 9 ヶ所（木下万葉公園、高花公園など）、

街区公園 73 ヶ所、都市緑地 22 ヶ所の合計 107 ヶ所が整備されています。都市公園の総面積は 98.36ha で、市民一人当たりの都市公園面積は 14.90m^2 となっています。

また、平成 21 年度は松山下公園の整備にあたり、環境木の植栽を検討しました。

《 市民一人当たりの都市公園面積の推移 》



■ 民有地内の緑化

市内において開発行為を行う際には、開発面積の 5%以上の緑地を確保するよう指導しています。また、戸建住宅を建設する際には、各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請しています。

■ 緑化推進のための人づくりと情報発信

市では、広報等により「県立花の丘公園」の情報を提供し、緑化の推進を図っています。



花の丘公園の「花と緑の文化館」ではガーデニングや花の栽培に関する相談にも応じてくれます

市民・事業者の活動・参加状況

- 市民参加による公園等の清掃作業で、散乱ごみなどが減少し、環境美化が保たれました。公園美化活動支援事業には14団体が登録しています。

コラム ★ 環境を保全する樹木の機能

緑の有する機能には様々なものがありますが、なかでも、都市の緑には以下の4つの機能が期待されます。

大気浄化効果：大部分の植物はSO₂やNO₂などの大気汚染物質を吸収します。

気象緩和効果：樹木は太陽エネルギーの大部分を葉で吸収するため、まとまった緑地や連続的な緑のネットワークは、気温上昇を抑制します。

防音効果：街路樹や生垣に葉量の多い樹木を用いたり、高木と低木が混在した複層林型の植栽を行うことで高い防音効果が期待できます。

心理的効果：緑があることによる心理的効果は都市に住まう人々にとって重要です。都市の緑地にはレクリエーションの場ややすらぎの場としての機能が求められます。

印西市での大気浄化に適した環境木の例

	比較的濃度レベルの低い地域 (住宅街等)	比較的濃度レベルが高い地域 (工場・幹線道路周辺等)
高木	[常緑樹] ヤマモモ、シラカシ、アラカシ、スダジイ、 クスノキ、タブノキ、モチノキ [落葉樹] ケヤキ、エノキ、ムクノキ、キリ、クヌギ、クリ、 コブシ、ヤマザクラ、イロハモミジ、イヌシデ、 アカシデ、トチノキ、コナラ、カキノキ、エゴノキ、 ミズキ、ハンノキ	[常緑樹] ヤマモモ、シラカシ、アラカシ、スダジイ、 クスノキ、タブノキ、モチノキ [落葉樹] クヌギ、コナラ、ハンノキ
中木	[常緑樹] イヌツゲ、マサキ、ネズミモチ [落葉樹] ニワトコ、マユミ	[常緑樹] イヌツゲ、マサキ、ネズミモチ [落葉樹] ニワトコ、マユミ
低木	[常緑樹] ヤマツツジ、ヤツデ [落葉樹] ヤマハギ、ニシキギ、ハコネウツギ	[常緑樹] [落葉樹] ハコネウツギ

【参考資料】 大気浄化植樹マニュアル(平成17年(独)環境再生保全機構)

1-5 歴史や文化を大切にする〔個別目標⑤〕

現状と課題

本市には、歴史的、文化的な遺産が数多く分布しています。史跡や有形・無形の文化財は、先人のあゆみを伝える市民の貴重な財産であり、また、それらを取り巻くように貴重な自然環境が残されています。

文化財指定地は、管理者や所有者等の協力を得て保護するとともに、市民が文化財にふれあえる場としても活用しています。文化財の保護・活用については、今後も継続的に推進していくことが求められます。

また、湧水や巨樹・巨木林は、次世代に継承していくことが必要なため、保全策を検討するとともに、引き続き情報提供を呼びかけ、得られた情報を基により詳細な調査を実施していく必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 歴史文化財の保存

市では、市内に存在する文化財の保護・調査を行っており、平成 21 年は市内の仏像調査を実施しました。

平成 22 年 3 月現在、印西市は国の天然記念物「木下貝層」をはじめ国指定文化財 6 件、県指定文化財 16 件、市指定文化財 25 件、登録文化財 1 件、合計 47 件の文化財を有しており、管理者や所有者の協力のもと、文化財指定地の清掃・管理など、その保存に努めています。



国指定 木下貝層

■ 巨樹・巨木林などの保全

湧水や巨樹・巨木については、広報いんざいを通じて市民から得られた情報に基づき、現地調査の実施を検討しています。

■ 歴史的文化的環境とのふれあい創出

市では、印西ふるさと案内人協会の主催事業である木下街道膝栗毛※への支援協力を行い、平成 21 年度は市民が結縁寺地区の文化財や自然環境にふれる機会を提供しました。



木下街道膝栗毛の様子

市民・事業者の活動・参加状況

- 史跡等の維持に必要な清掃・管理について管理者・所有者等の協力を得ることができました。
- 木下街道膝栗毛では、多くの市民が結縁寺地区の歴史探訪に参加し、文化財や自然環境にふれてもらうことができました。

コラム ★ 歴史・文化の保全 ～いんざいの歴史・文化～

本市では、数多くの史跡や有形・無形の文化財を見ることができます。

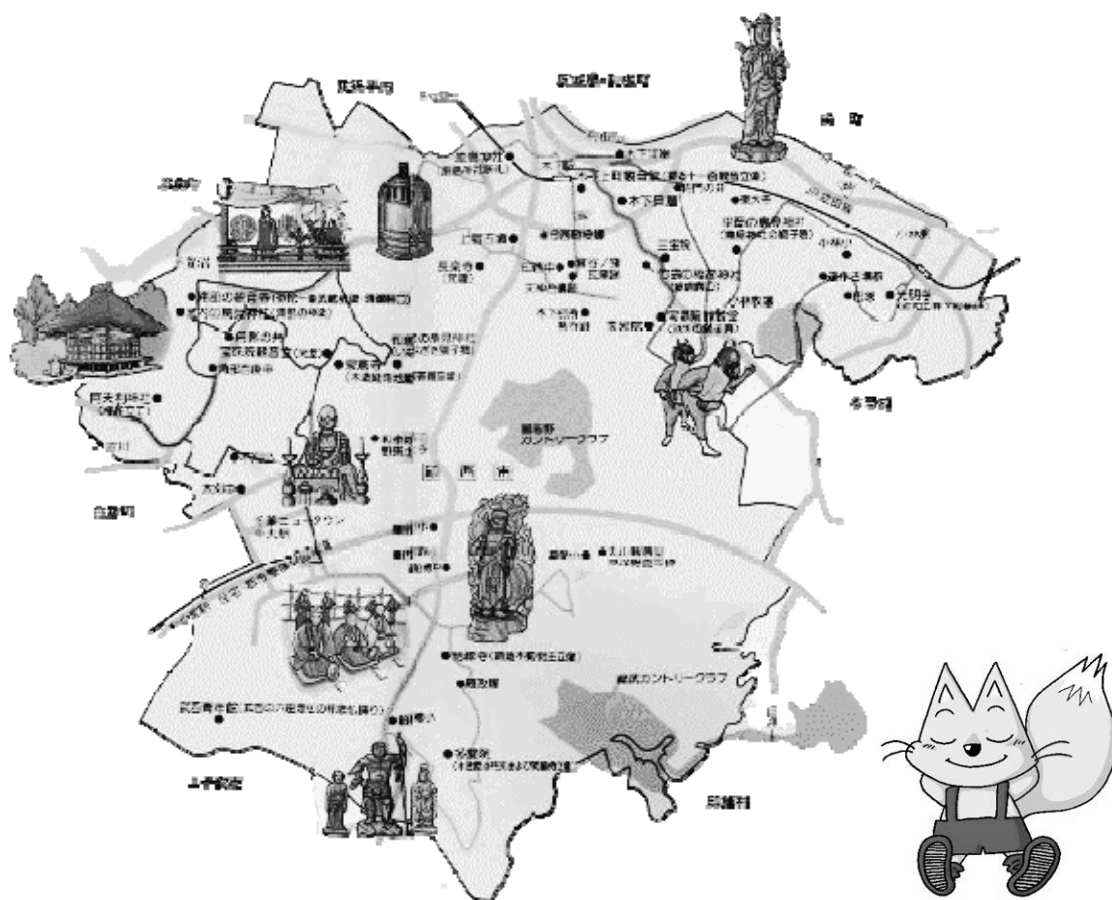
本市には、いにしへの姿を伝える歴史的、文化的な遺産が今も時代を越えて息づいています。これらは、地域の人々が暖かい心を持って大切に守り育ててきた財産です。

先人たちが残してくれた遺産を次世代へ継承していくことが、今を生きる私たちに課せられた使命ではないでしょうか。



岩井家住宅主屋(旧武蔵屋店舗)
国登録文化財(H19年12月登録)

いんざい文化財マップ



2 安心して生活できる “暮らしづくり”

2-1 空気をきれいにする〔個別目標⑥〕

現状と課題

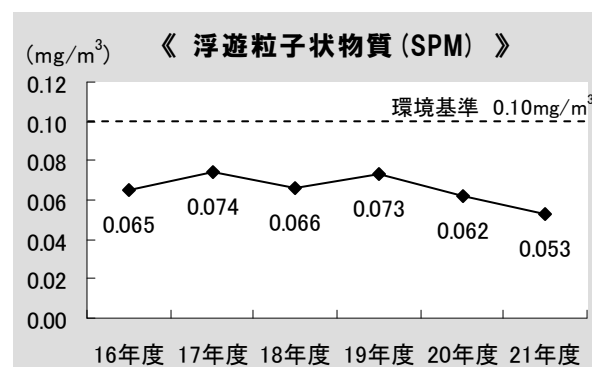
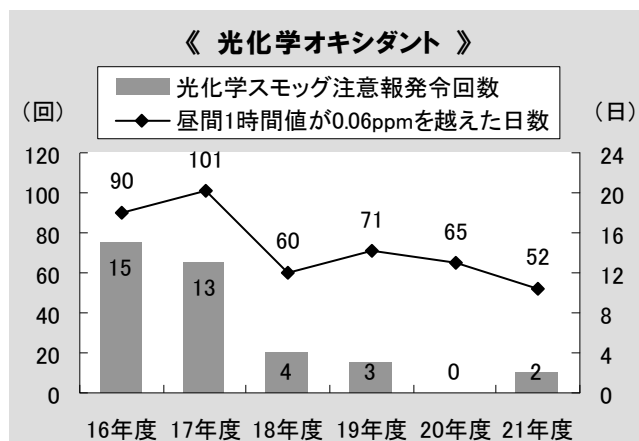
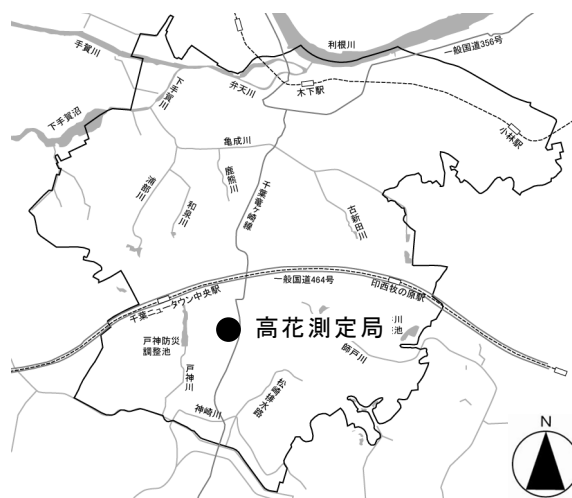
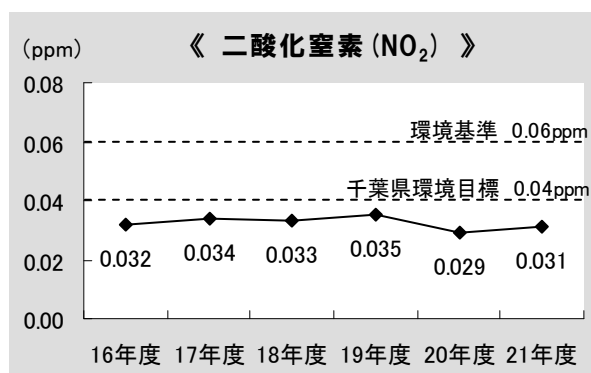
本市では、高花地区の一般環境大気測定局※において、大気質を常時監視しており、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄※については、平成 13 年度以降環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダント※（光化学スモッグ）は依然として環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報も 2 回発令されました。

大気汚染の主な原因は、自動車や工場・事業場からの排出ガスです。汚染状況を継続的に把握するとともに、自動車 NOx・PM 法※や八都県市ディーゼル規制※の工場・事業場への周知、エコドライブの啓発などの排出ガス対策が求められます。

また、広域的な対応が求められる大気汚染対策は、県や周辺市町村との情報共有など連携した対策を行っていく必要があります。

大気汚染物質の測定結果は資料編(P.1)をご覧ください。

大気質濃度の推移



備考) 光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上の濃度となった場合に発令されます。

資料: 千葉県「平成 21 年度大気環境常時測定結果」

平成 21 年度実施状況

■ 大気汚染対策

印西市高花にある一般環境大気測定局で測定している大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）は平成 13 年度以降環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報も 2 回発令されました。しかし、過去には 100 日前後あった環境基準超過日数は減少傾向にあり、平成 21 年度は 52 日となりました。

市では、市内エコプランによりアイドリングストップ*などエコドライブの推進やノーカーデーの実施、公用車の低公害車*への転換促進等の対策に取り組んでいます。また、市民や事業者に対してもエコドライブを呼び掛けるとともに低公害車や公共交通機関等の利用促進を呼びかけています。

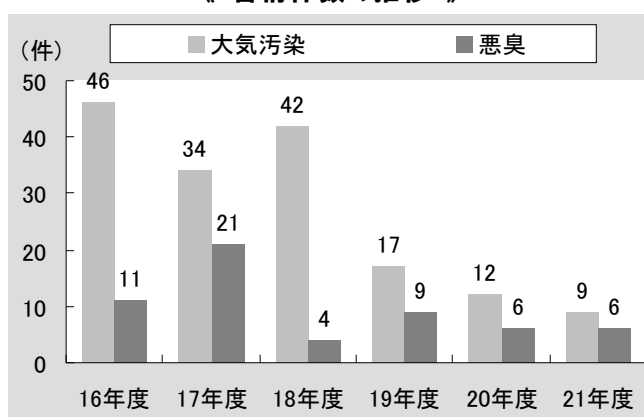
また、工場や事業場に対しては、広報等により基準外焼却炉による焼却行為や野焼き防止の普及啓発を図っています。（野焼き行為については下記コラム参照）

■ 悪臭*防止対策

平成 21 年度は、悪臭に関する苦情が 6 件寄せられました。

市では、悪臭を発生させる施設の管理者に対処するよう指導を行っているほか、畜産業者等への定期的な立入りを実施しています。

《 苦情件数の推移 》



■ 監視・測定 of 継続実施

市内 2 地点で、大気ダイオキシン類調査を実施し、大気の状態を把握しています。また、測定結果は県に報告しています。

コラム ★ 野焼き行為は法律で禁止されています

適切な焼却設備を用いずにごみを焼却する「野焼き行為」は、一部の例外を除いて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

ごみを燃やすと悪臭や煙によるトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる心配があります。家庭のごみは、分別してごみ収集に出しましょう。

例外行為

以下の様な場合、必要最小限の焼却が認められていますが、周囲への影響を考慮し、住宅街での焼却はやめましょう。

◆ 農業、林業又は漁業を営むためにやむ得ないもの
(田畑でのわらの焼却や枝打ちなどで出たもの)

◆ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要なもの
(正月の「しめ縄、門松」をたく行事等)

など・・・

2-2 水や土をきれいにする〔個別目標⑦〕

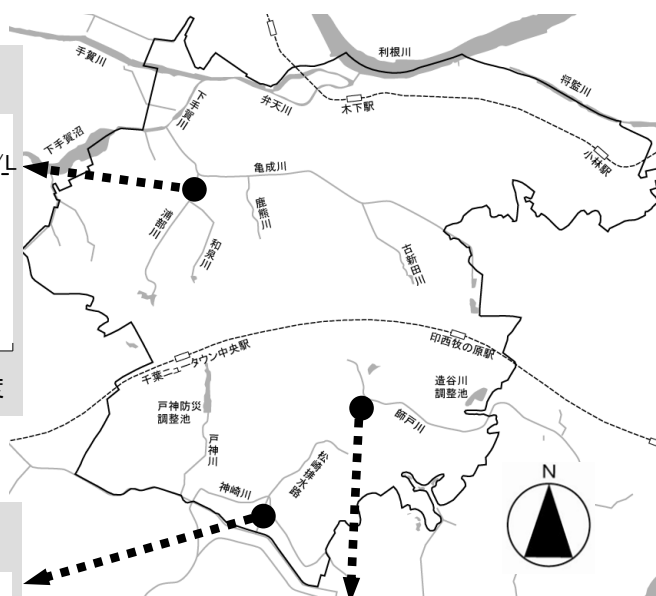
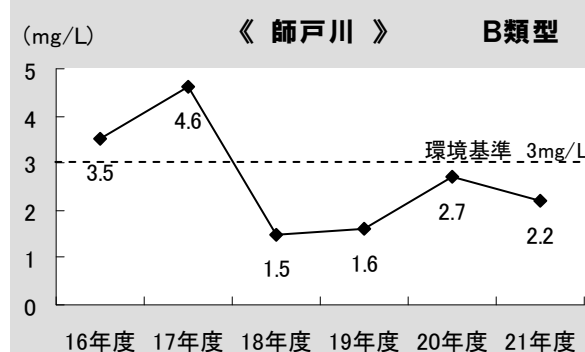
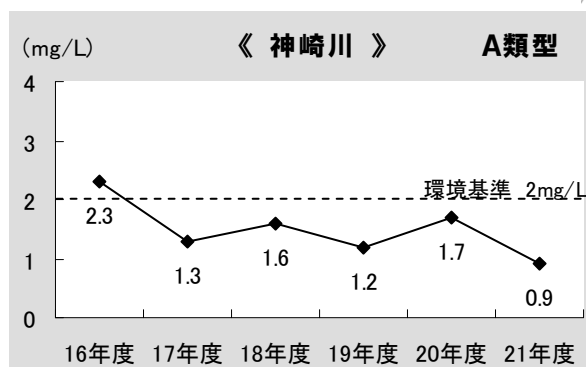
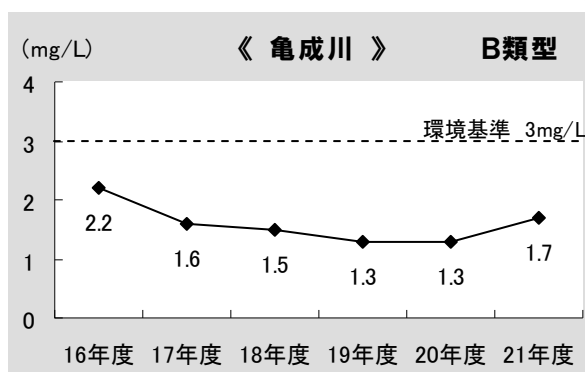
現状と課題

本市では、亀成川、神崎川、師戸川など市内7ヶ所において年4回の水質測定を実施しています。水質環境基準の類型が指定されている亀成川、神崎川及び師戸川の3地点における平成21年度の測定値は全項目で環境基準を達成しました。

平成18年度から水質調査を実施した将監川では、水が滞留していること及び生活排水の流入による水質汚濁が見られることから、引き続き、河川の動向を監視していく必要があります。

河川の水質改善のためには、下水道の整備、合併処理浄化槽※の設置補助の実施、雨水地下浸透等の取組みを進めるとともに排水時のマナー啓発などを実施し、市民の水質に対する意識の高揚を図る必要があります。

■ BOD濃度(年間75%値)の推移



備考)

A類型：水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）、水産1級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用）、水浴及びB類型以下に掲げるもの。

B類型：水道3級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）、水産2級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用）及びC類型以下に掲げるもの。

平成 21 年度実施状況

■ 排水対策

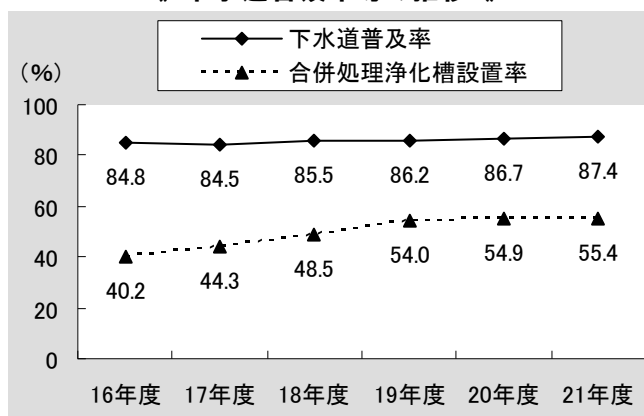
環境基準が設定されている市内3河川のBOD濃度は平成18年度以降、いずれも環境基準を達成しています。

市では河川の水質を良好なものとするために、公共下水道の整備や接続率向上のためのPRに取り組んでおり、平成21年度の下水道普及率は行政人口65,699人に対し87.4%となりました。

また、合併処理浄化槽の設置補助も並行して実施しており、平成21年度の設定率は下水道処理区域外2,798世帯の55.4%となっています。

継続的に実施している廃食用油の回収も、回収実績が安定してきており、排水浄化と再資源化に貢献しています。平成21年度の廃食用油回収量は2,024kgでした。

《 下水道普及率等の推移 》



■ 土壌汚染・地下水対策

市では、不法投棄による土壌や地下水の汚染を防止するために、パトロールや監視を実施しています。平成21年度は、パトロール166回（うち職員による実施16回）、広報紙やホームページによる不法投棄防止の啓発（広報掲載回数2回）を実施し、産業廃棄物の不法投棄や残土の不法埋立てに対する監視体制の強化と普及啓発を図りました。

また、県と連携して特定施設等の水質検査を実施するとともに、工場・事業場等に対して排水の適正管理を指導しました。

■ 監視・測定の継続実施

市では、公共水域や地下水などの汚染を防止するため、定期的な監視・測定を実施しています。また、印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、県や周辺市町村と連携して、普及啓発及び浄化対策事業を推進しています。

市民・事業者の活動・参加状況

- 手賀沼流域フォーラムの印西地域企画「水の旅～手賀沼船上観察と周辺施設見学」には、市民20名が参加し、手賀沼の水質測定(パックテスト)等を体験しました。
- 手賀沼水環境保全協議会が実施した河川・湧水の協働調査に市民2名が参加しました。

2-3 騒音や振動などを低減する〔個別目標⑧〕

現状と課題

騒音や振動は感覚的・心理的な影響により、日常生活の快適さが損なわれることから感覚公害と呼ばれています。騒音・振動の発生源は自動車の走行や工場などの操業、飲食店や家庭から発生する生活騒音などさまざま、特に道路交通騒音は環境基準を超過する状況が続いており、今後も県や周辺自治体とも連携した対策の推進が求められます。

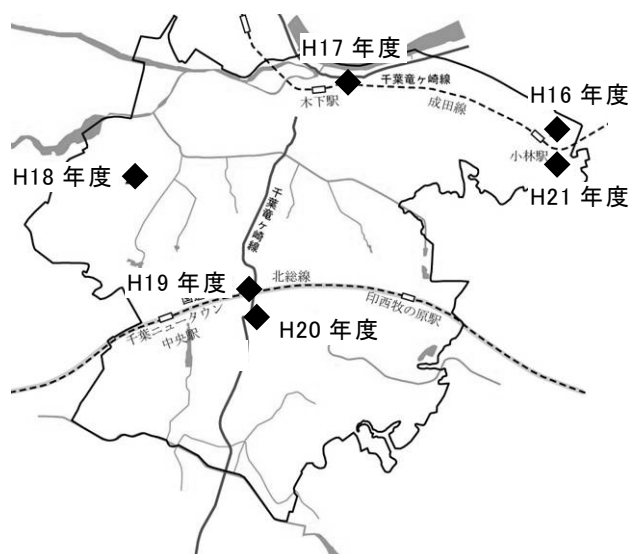
また、近年新たな環境問題として過剰な屋外照明による光害※が取り上げられています。大型店舗等の事業活動に伴う騒音・振動の防止や、屋外照明の適正使用などについて意識啓発を図っていく必要があります。

■ 道路交通騒音・振動の測定結果

測定年度	地 点 名	騒音レベル Leq※(dB)			振動レベル(dB)		
		昼間	夜間	地域の類型	昼間	夜間	区域の類型
平成 16 年度	市道 00-005 号 小林コミュニティプラザ	68 (65)	61 (60)	B 地域	33 (65)	31 (60)	第 1 種区域
平成 17 年度	千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近	74 (70)	72 (65)	B 地域	51 (65)	46 (60)	第 1 種区域
平成 18 年度	市川印西線 浦部 588-3 付近	73 (70)	70 (65)	地域指定なし	54 (65)	46 (60)	地域指定なし
平成 19 年度	国道 464 号 原山二丁目地内	74 (70)	71 (65)	A 地域	50 (65)	46 (60)	第 1 種区域
平成 20 年度	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内	69 (70)	66 (65)	A 地域	45 (65)	39 (60)	第 1 種区域
平成 21 年度	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内	70 (65)	63 (60)	B 地域	34 (70)	27 (65)	第 2 種区域

資料：環境保全課

《 道路交通騒音・振動の調査地点 》



備考1) 測定結果表のカッコ内の数字は、騒音の環境基準及び振動の要請限度を記載しています。

備考2) 平成 17～20 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較しました。

備考3) 平成 18 年度市川印西線の道路交通振動測定結果は、区域指定がないため、第1種区域の要請限度と比較しました。

平成 21 年度実施状況

■ 自動車の騒音・振動対策

市では、市内の主要幹線道路において道路交通騒音及び振動の実態調査を実施しています。平成 21 年度は、市道 00-005 号（小林浅間三丁目地内）で調査を実施した結果、道路交通騒音は昼夜とも環境基準を超過していました。なお、道路交通振動は要請限度を下回っていました。

市内の主要幹線道路では、道路交通騒音が環境基準を超過する状況が続いているため、市では関係機関に測定結果を報告し、対策の実施を依頼しています。

■ 工場・事業場などからの騒音・振動対策

市では、事業所や商業施設、建設作業などによる騒音・振動を防止するために、特定施設や特定建設作業の届出を通じて適切な指導を行っています。また、ポスター掲示などにより、生活騒音に関する知識やモラルの向上を図っています。

■ 光害対策

住民や動植物等への影響を考慮したネオンサインなど、屋外照明の適正使用の啓発・指導を行いました。

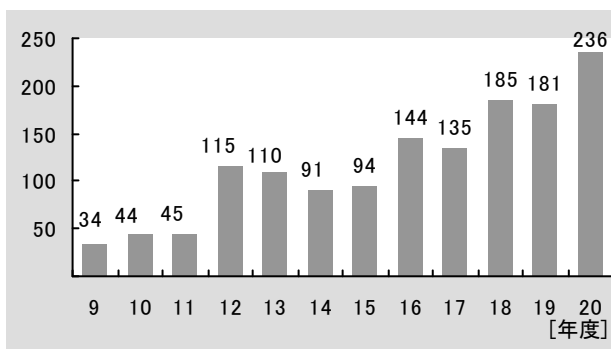
コラム ★ 低周波音問題の現状

一般に、人間の耳に聞こえる音の周波数は 20～2 万 Hz 程度といわれますが、これに対して低周波音は概ね 1～100Hz の領域を指し、その大部分は音として知覚されません。

しかし、平成 12 年頃から家電製品や大型室外空調機、変電設備などの低周波音で「眠れない」「頭が痛い」といった苦情が増加し始め、平成 20 年度に全国の自治体に寄せられた苦情は 236 件と、10 年間で約 5 倍に増加しました。

低周波音には環境基準などの法規制が無く、健康被害との因果関係にも不明な部分が多いため、問題解決を難しくしています。

《 低周波音に関する苦情件数の推移 》



低周波音の影響

物的影響 音を感じないのに戸や窓がガタガタする、置物などが移動する

睡眠影響 低周波音が知覚されてよく眠れない

心理的・生理的影響 頭痛や耳なり、吐き気、胸や腹を圧迫されるように感じる

出典：平成 20 年度騒音規制法施行状況調査（環境省） http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html

2-4 有害化学物質による汚染を防ぐ〔個別目標⑨〕

現状と課題

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤など、国内で流通しているだけでも数万種類の化学物質があると言われています。これらの化学物質を利用することで便利な生活を送ることができる一方、人の健康やさまざまな生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、近年、これらによる汚染が問題となっています。

市では、有害化学物質による市民の健康や生態系への影響を未然に防止するために、ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施や、事業者が化学物質を適正に管理するための指導を行っています。

市で調査しているダイオキシン類については、全ての地点で環境基準を達成していました。今後も継続した調査を実施するとともに、事業者に化学物質の適正管理、使用の抑制などを行うよう働きかけ、適切な情報を提供していく必要があります。

■ ダイオキシン類の測定結果

《 大気 》

単位：pg-TEQ/m³

地 点 名	毒性当量※ 年平均値					環 境 基 準
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
印西市役所屋上	0.065	0.025	0.058	0.054	0.046	0.6 以下
ふれあい文化館	0.070	—	—	—	—	
高 花	0.051	0.079	0.044	0.056	0.051	
木刈中学校	0.078	0.033	—	—	—	
小林小学校	0.060	0.024	0.067	0.053	0.050	

《 地下水 》

単位：pg-TEQ/L

測定年度	地 点 名	毒性当量	環 境 基 準
平成 17 年度	永治小学校	0.074	1 以下
平成 18 年度	印西中学校	0.18	
平成 19 年度	木下小学校	0.069	
平成 20 年度	東京電機大学	0.21	
平成 21 年度	小林新田青年館	0.016	

《 土壌 》

単位：pg-TEQ/g

測定年度	地 点 名	毒性当量	環 境 基 準
平成 17 年度	内野北児童公園	3.2	1,000 以下
平成 18 年度	小林北小学校	0.0023	
平成 19 年度	木下小学校	0.0025	
平成 20 年度	印西地区環境整備事業組合	6.6	
平成 21 年度	牧の原公園	0.47	

資料：環境保全課

《 印西クリーンセンターの排気口におけるダイオキシン類の測定結果 》

地 点 名	毒性当量※ 年平均値					環 境 基 準
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	
1 号 炉	0.015	0.0094	0.056	0.063	0.14	1 以下
2 号 炉	0.025	0.050	0.069	0.064	0.029	
3 号 炉	0.034	0.018	0.021	0.0039	0.027	

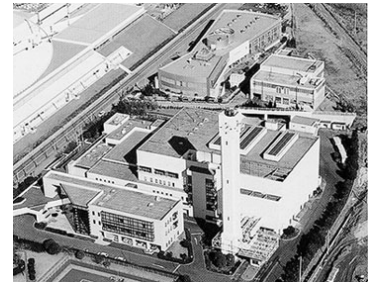
資料：印西地区環境整備事業組合

備考）測定結果についてのご質問は、印西地区環境整備事業組合にお問合せください。（TEL:0476-46-2731）

平成 21 年度実施状況

■ 有害化学物質の排出防止対策

市では、県と連携して大気や地下水及び土壌中のダイオキシン類濃度を調査している他、印西クリーンセンターでは排出ガスの測定が実施されています。その結果、平成 21 年度は全地点・全項目で環境基準を達成しました。



印西クリーンセンター

また、広報紙やチラシなどを通じて、基準外焼却炉による焼却行為や野焼き行為（P.31 コラム参照）の防止啓発及び有害化学物質の適正処理・管理の周知を図っています。

■ 有害化学物質に関する情報の収集・提供

県や周辺自治体と連携し、有害化学物質の情報収集に努めるとともに、市民や事業者への情報提供を行っています。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律※（PRTR 法）」に基づく、本市における平成 19 年度の化学物質届出排出量は 78 t、移動量は 4 t でした。なお、千葉県全体では排出量 8,775t、移動量 13,621t でした。

コラム ★ 日常生活の化学物質

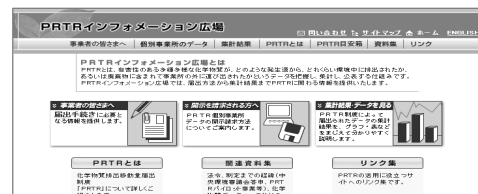
「化学物質」は危ない、わからないといったイメージがありませんか？

しかし、わたしたちの身のまわりに多くの化学物質が存在することで、日常生活が便利で豊かなものになっています。

家庭から排出される化学物質は、防虫剤や消臭剤、洗剤や化粧品に含まれるものが多いといわれています。全国で最も多く排出されるトルエンやキシレンは、事業所からだけでなく、自動車の排ガスからも排出されています。

PRTR 制度では、化学物質の環境中への排出量などを集計・公表しています。事業所別・地域別の詳しい排出状況も、HP 上で誰でも調べることができます。

参考：環境省 PRTR インフォメーション広場 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>



2-5 エネルギーを有効に利用する〔個別目標⑩〕

現状と課題

私たちは、日常生活や事業活動に伴い、多量のエネルギーを消費しています。

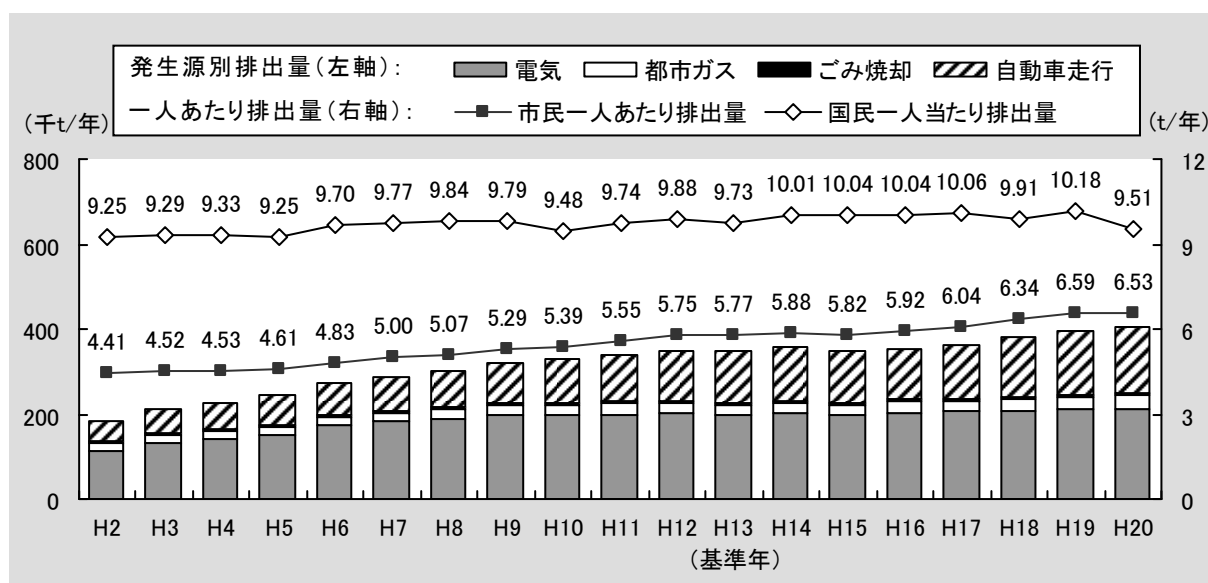
地球温暖化の主な原因は、化石燃料等を消費することで大気中に放出される温室効果ガス※（二酸化炭素等）の増加であると言われています。

大気中の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書※」では、平成 20 年度より第一約束期間が始まっており、日本は温室効果ガス排出量を 1990 年（平成 2 年度）比で 6%削減することが義務付けられています。

本市の二酸化炭素総排出量と市民一人当たりの二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、主な原因は、電気などのエネルギー使用と自動車走行に伴う二酸化炭素排出量の増加であると考えられます。

地球温暖化を防止するためには、市が率先して庁内エコプランを推進し、省資源・省エネルギーに取り組むとともに、市民・事業者への啓発や支援を行い、協力・連携のもと取組みを進めていくことが重要です。また、太陽光発電システムなどの新エネルギーの普及と利用促進に努めていく必要があります。

■ 二酸化炭素(CO₂)総排出量の推移



備考 1) 二酸化炭素(CO₂)総排出量は、「電気」、「都市ガス」、「可燃ごみの焼却」、「自動車(市内保有台数)」から算出しています。なお、排出量算出方法の詳細は資料編 P.73 に示すとおりです。

備考 2) 国民一人当たりの二酸化炭素排出量は、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスの日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006 年)をもとに作成しています。

備考 3) グラフ内の基準年とは、環境基本計画における目標値の基準年度を表しています。

備考 4) 庁内エコプランの改訂に伴い、過去のデータも排出係数を改訂し、再計算しています。

平成 21 年度実施状況

■ 省資源・省エネルギーの推進

市では、庁内エコプランに基づき、各課への環境推進主任の配置、ハイブリッド車や低公害車の導入、公共施設の改修及び新設時にエネルギーを有効に利用できる設備の導入など、省エネ化を推進しています。

また、市民への啓発では、環境推進市民会議の協力を得て、環境フェスタなどのイベントで省資源・省エネルギーに関する情報提供を行うとともに、環境家計簿の普及啓発を図っています。なお、平成 21 年度の環境家計簿回収件数は 61 件で、一世帯当たりの年間の二酸化炭素排出量（平均値）は 4.49 t でした。

《 環境家計簿提出世帯のCO₂排出量 》

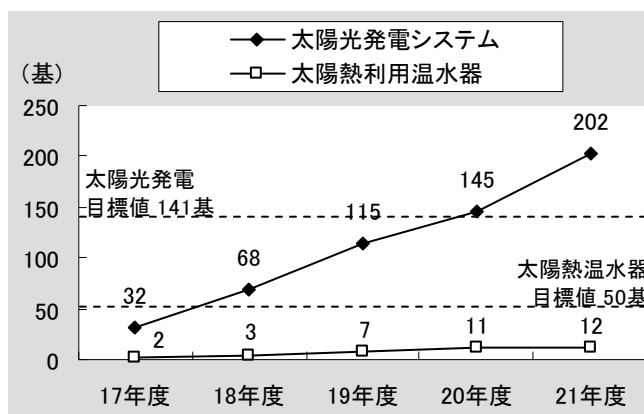
年度	CO ₂ 排出量 年平均値	環境家計簿 回収件数
平成 18 年度	4.75 t	26 件
平成 19 年度	4.63 t	46 件
平成 20 年度	4.30 t	71 件
平成 21 年度	4.49 t	61 件

■ 新しいエネルギーの利用促進

市では、自然エネルギー※の利用を普及するために、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の設置に対する補助を行っています。

平成 21 年度には、太陽光発電システムの設置補助基数が 202 件（総発電容量 220.66kWh）となり、年間 211.5t（推計）の CO₂ 排出削減に貢献しています。

《 太陽光発電・太陽熱温水器設置補助累計基数 》



コラム ★ チャレンジ25キャンペーン

平成 21 年 9 月、ニューヨークで開催された国連気候変動サミットで、鳩山首相が我が国における温室効果ガス排出量の削減目標として 2020 年までに 1990 年比で 25% 削減することを表明しました。

これを受け、国ではあらゆる政策を総動員して地球温暖化防止対策を推進する国民的運動「チャレンジ25キャンペーン」を平成 22 年 1 月より新たに展開し、オフィスや家庭などで実践できる具体的な行動「6つのチャレンジ」の実践を呼びかけています。

6つのチャレンジ

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ① エコな生活スタイルを選択しよう | ④ ビル・住宅のエコ化を選択しよう |
| ② 省エネ製品を選択しよう | ⑤ CO ₂ 削減につながる取組みを応援しよう |
| ③ 自然を利用したエネルギーを選択しよう | ⑥ 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう |

参考: 環境省 チャレンジ 25 キャンペーンウェブサイト <http://www.challenge25.go.jp/>

2-6 ごみの量を減らし、資源の循環を進める〔個別目標⑪〕

現状と課題

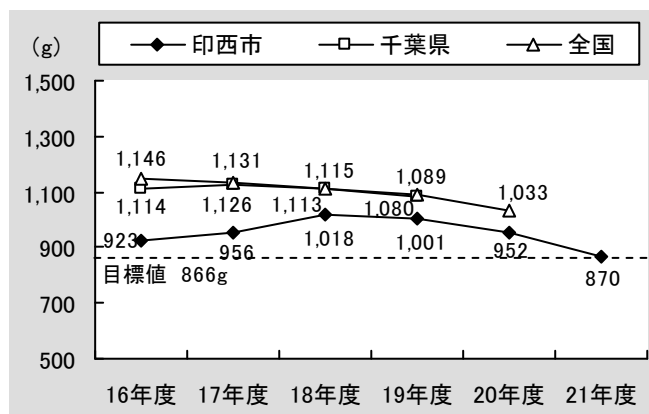
市では「印西市ごみ減量計画※」に基づき、3R（ごみの排出抑制[リデュース]、再利用[リユース]、資源化[リサイクル]）の取組みを推進しており、市民や事業者への情報提供・意識啓発を通じて、ごみの排出抑制と減量化に努めています。

平成 21 年度は、市民一人の 1 日当たりのごみ排出量が 870g となり、目標値（866g）に近づきました。

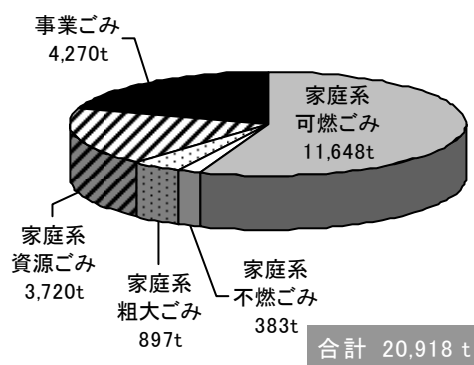
今後も目標値を達成し続けるために、広報紙やホームページなどを通じて「生ごみ処理容器等購入費補助金制度（P.41 コラム参照）」や「有価物集団回収事業※」、「リサイクル情報広場※」等の情報提供を継続的に実施するとともに、ノーレジ袋デーの定着を図り、マイバッグの利用を促進していきます。

■ ごみの排出状況

《 一人 1 日当たりのごみの排出量の推移 》



《 平成 21 年度 ごみ排出量内訳 》



資料：印西市ごみ減量計画、千葉県一般廃棄物処理概要（清掃事業の現況と実績）
日本の廃棄物処理 平成 20 年度版（環境省）

平成 21 年度実施状況

■ ごみの排出抑制(リデュース)

市民一人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 18 年度以降減少傾向にあります。平成 21 年度は、事業系ごみが大幅に減少したこと等により、一人 1 日あたり 870g と、印西市ごみ減量計画の目標値である 866g（目標年度は平成 22 年度）に最も近づきました。

ごみ排出量の内訳を見ると、家庭から排出される可燃ごみが全体の 51% を占めており、各家庭におけるごみ減量化の取組みが重要と言えます。

市では、広報紙やホームページ、チラシなどを通じてごみの減量化・資源化に関する情

報提供（広報掲載回数 11 回）を行うとともに、市民や団体等を対象とした説明会（説明会 1 回、公民館・店頭説明会 6 回）を開催し、ごみの排出量や資源化状況、ごみの分け方・出し方などについて普及啓発を図りました。

また、ホームページや広報紙を通じて、マイバッグの利用促進とレジ袋の削減を呼び掛けました。



ごみの分別が大事店
(中央駅前センターまつり)

■ 再利用(リユース)・資源化(リサイクル)の推進

市の事業や建設工事の際には、再生資材の利用を促進することで、建設副産物の再資源化を図っています。

また、広報紙やホームページに「リサイクル情報広場」を掲載（広報掲載回数 12 回、ホームページ常時掲載）し、家庭で使われずに眠っている不用品を活用することにより、ごみ減量化と再利用の取組みを推進しています。

市民・事業者の活動・参加状況

- 広報紙などを通じた啓発活動により、マイバッグの利用促進が図られました。
- 「印西市マイバッグ普及促進協力店」として 11 店舗を推奨しています。
- 「有価物集団回収事業」への登録団体数が 102 団体になりました。
- 「リサイクル情報広場」の利用により、30 件の取引が成立しました。
- 「生ごみ処理容器等購入費補助金交付事業」を利用して、生ごみ処理容器や生ごみ処理機が計 70 基購入されました。

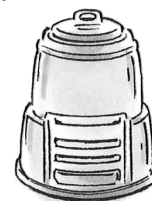
コラム ★ 生ごみ処理容器等設置費補助制度

印西市では、一般家庭から毎日出てくる生ごみの減量化を推進するために、生ごみ処理容器（コンポスト・EM容器など）や生ごみ処理機（乾燥型、バイオ型など）を購入した方に補助金を交付しています。

生ごみ処理容器等の購入を検討している方は、ぜひご利用ください。

補助金額

- ・生ごみ処理機…購入額の 2/3（限度額は 4 万円）
- ・生ごみ処理容器…購入額の 2/3（限度額は 3 千円）



コンポスト

【問い合わせ先】クリーン推進課 電話：0476-42-5111 内線 382～384

2-7 不法投棄やポイ捨てをなくす〔個別目標⑫〕

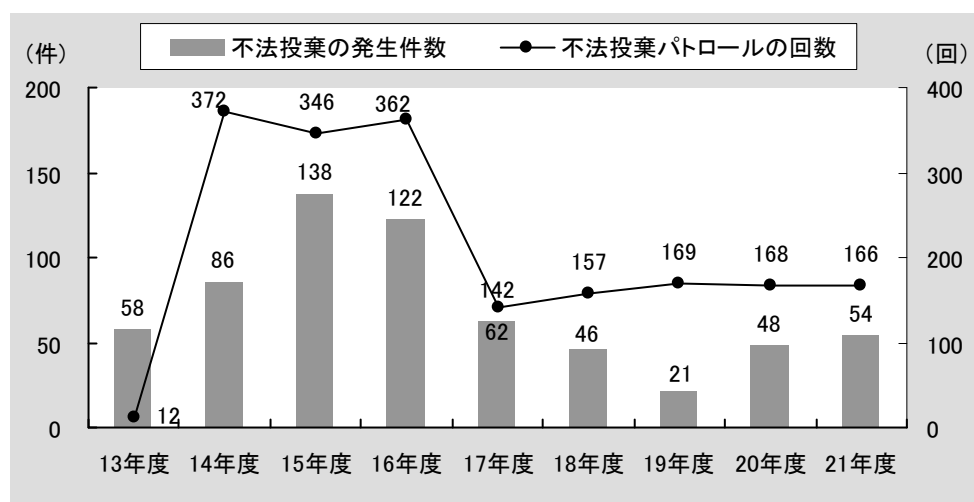
現状と課題

千葉県は、首都圏に位置し交通条件が良いこと、丘陵地や谷津が多く農地や山林が遊休化している等の理由から、全国的に不法投棄件数が多い県となっています。本市でも、人目につみにくい場所への家庭ごみや家電製品の不法投棄が報告されており、市民の関心も高まっています。平成21年度は、不法投棄パトロールや不法投棄監視員による監視、広報等による情報提供や普及啓発を実施するとともに、ごみゼロ運動やクリーン印西推進運動を支援し、環境美化意識の向上を図りました。

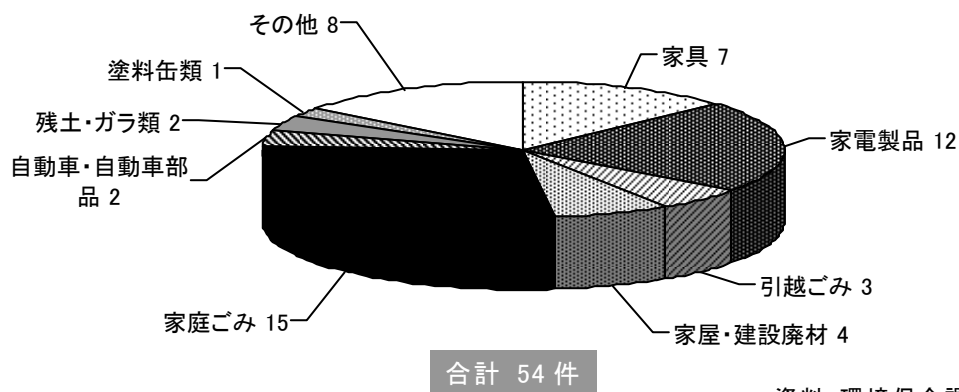
今後も、土地所有者に対して不法投棄防止策を講じてもらうよう働きかけるとともに、パトロールや監視などの防止対策を継続して実施していく必要があります。

■ 不法投棄の発生状況

《 不法投棄発生件数推移 》



《平成20年度不法投棄内訳》



平成 21 年度実施状況

■ 不法投棄・ポイ捨ての防止

平成 21 年度は、不法投棄防止パトロール（委託 150 回、職員 16 回、広報紙への掲載 2 回）を行いました。不法投棄件数は 54 件と、昨年を上回りました。不法投棄が原因となる環境汚染や火災の発生なども懸念されることから、今後も更なる対策の強化が必要です。

また、平成 20 年 1 月に施行された「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例※」に基づき、指導員によるパトロール（パトロール日数 174 日）を実施しました。ポイ捨てなどに対する指導件数は 499 件で、うち 57 件が過料処分となりました。

また、不法投棄防止を呼び掛ける看板の貸与（貸与件数 7 件）を実施しました。



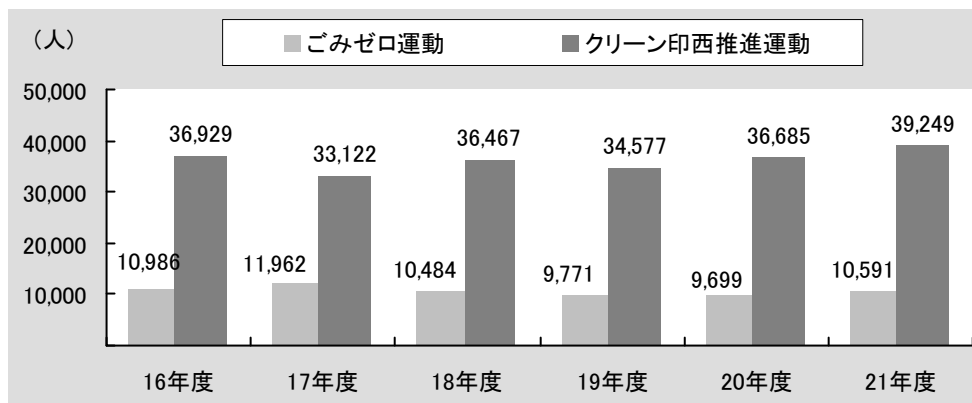
市内の不法投棄現場

■ 環境美化活動の推進

「ゴミゼロ運動」と「クリーン印西推進運動」を継続して実施しました。

これらの運動には延べ 49,840 名の参加を頂いており、市内美化の推進とともに、環境美化に対する意識啓発を図ることができました。

《環境美化活動参加者の推移》



市民・事業者の活動・参加状況

- ゴミゼロ運動には 10,591 人、クリーン印西推進運動には延べ 39,249 人のご参加を頂き、ポイ捨てや不法投棄に対する意識の向上を図ることができました。

3 みんなで環境を育てる “しくみづくり”

3-1 環境情報のネットワークをつくる〔個別目標⑬〕

現状と課題

市民の意識調査では「日常生活と環境問題の関わりがわかる情報」や、「市内の環境の現状に関する情報」を提供してほしいという意見が多く見られます。

市では、広報紙やホームページなどを活用して、環境基本計画や環境行動指針※などの情報提供を行っている他、小・中学校に環境コーナーの設置を依頼しています。

今後も、市民や事業者が環境問題に関心を持てるような情報提供に努めるとともに、市民・事業者・市の情報交流の場を整備していく必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 環境情報の収集・提供

広報紙やホームページを通じて本市の環境問題や環境の現状に関する様々な情報を発信しました。（広報掲載回数 24 回）

また、環境フェスタや自然環境学習会などのイベントを開催し、市民の意識啓発を図りました。

■ 環境情報の共有化促進

環境家計簿を提出された方には、エコ診断表とエコバッグを配布しています。また、環境推進市民会議委員が中心となり、環境関連イベント等で環境家計簿の普及啓発を図りました。

環境基本計画の取組み状況を環境白書としてとりまとめ、公開しています。環境白書の作成にあたっては、市民・事業者へのアンケートや市担当各課へのヒアリングを行い、取組み状況と進捗状況を整理した上で、環境推進市民会議及び環境審議会から多くの意見をいただきました。



エコ診断表

市民・事業者の活動・参加状況

- 環境月間（6 月）に、大森図書館で環境に関する資料展示を行い、多くの利用者に情報を提供することができました。
- 小中学校への環境コーナー設置数は、昨年の 17 校から 18 校に増加しました。

3-2 環境について学び、理解する〔個別目標⑭〕

現状と課題

市民の環境意識を啓発するために、環境フェスタや自然環境学習会などの市民参加イベントを企画しており、教育センターや公民館でも、市民参加のもと自然体験学習事業や環境学習講座を実施しています。

また、市民団体やボランティアの活動を支援することを通して、環境教育の推進と指導者の育成を図っています。

しかし、市民アンケートの結果では依然として環境学習等への参加が少ない状況が続いており、今後は環境イベントだけにとどまらず、幅広い世代が参加できる学習会の開催などを通じて、環境保全意識の高揚を図っていく必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 環境イベントなどの充実

環境フェスタは例年どおり、印西よかっぺ夢まつりと同時開催し、環境家計簿や環境行動指針の紹介の他、どんぐりを使った工作やクッキー作り（どんぐりワークショップ）や環境に関するクイズラリーなどを行いました。

今回で第 13 回となる手賀沼流域フォーラムの印西地域企画では、NPO 団体の主催による 4 つの企画が開催され、市では広報紙等による PR や会場準備などの支援を行いました。

また、各公民館では日頃の生活の中で実践できるエコ活動や省エネルギー問題などに関する各種講座や自然散策会などを実施し、環境に関する生涯学習の機会を提供しています。



環境フェスタ会場の様子



環境推進市民会議の出典ブース

■ 学習教材の充実、指導者の育成

学校支援ボランティアリストには 393 名の登録があり、未登録者も含む延べ 524 名が実際に支援を受け活動を行いました。

また、環境白書などの資料を学校に配布し、環境教材としての活用を図りました。

■ 学校における環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の内容充実を図るために、各小中学校では、「ゴミのリサイクル」「エコクッキング」「廃油利用の石鹸作り」などを積極的に授業に取り入れています。

また、各種研修会や学校訪問、社会人の積極的な活用などを通じて授業内容の一層の充実を図っています。



図書館の主催する手賀沼学習会

市民・事業者の活動・参加状況

- 環境に関する生涯学習を推進するために、市内の公民館でさまざまな講座が開かれており、延べ80人の市民が参加しました。
- 手賀沼フォーラムの印西地域企画として、市民団体主催によるイベントが開催され、延べ228人の市民が参加しました。



手賀沼終末処理場の見学会
(手賀沼流域フォーラムプレイベント)

コラム ★ 印西自然探検隊 ～印西の自然とふれあいませんか～

印西市では、在住・在勤の方を対象にした参加型の環境学習会「印西自然探検隊」を開催しています。

平成21年度は、天候不良などの影響もあり年2回の開催となりましたが、延べ50人のご参加を頂きました。

こどもから大人までみんなで楽しみながら環境について理解できるように趣向を凝らしており、身近な自然環境とそこに生きる生物を知ること、自然を大切にする心を育むことができます。募集については広報紙でお知らせしておりますので、奮ってご参加ください。



自然探検隊 平成21年度実施内容

- 第1回： 5月23日（土）
テーマ 「浦部川周辺の観察」
参加者数 15人
- 第2回： 8月21日（金）
テーマ 「浦部川周辺の観察」
参加者数 35人

←第2回自然探検隊の様子

3-3 環境活動を進める〔個別目標⑮〕

現状と課題

市では、「ゴミゼロ運動」や「クリーン印西推進運動」を毎年実施しており、市民の協力を得ながら市内の環境美化に努めています。

また、環境推進市民会議では市民の目線から本市の環境に関する意見交換を行い、環境行動指針（市民編）の作成や環境イベントなどで積極的に活動しています。

今後は、より多くの市民・事業者が、環境に関する意識を高め、環境活動に参加できるよう、情報提供と呼びかけを行っていくとともに、市民・事業者・市が協働して活動するためのしくみづくりを検討していく必要があります。

平成 21 年度実施状況

■ 地域における環境活動の推進

平成 21 年度はゴミゼロ運動に 10,591 名、クリーン印西推進運動に延べ 39,249 名が参加しました。

また、各自治会・町内会等には市民活動活性助成金を交付し、各地域で行う自主的な環境活動の一助となっています。

■ パートナーシップの構築

市では、環境に関する情報の提供を通じて、環境活動を行う組織づくり・人づくりを推進しています。

平成 21 年度は、環境推進市民会議と環境推進事業者会議を継続して開催し、環境基本計画の進捗状況について、市民目線・事業者目線のご意見をいただくとともに、新たな環境行動指針（市民編）を作成しました。

また、環境行動指針や環境家計簿の普及を図るために、広報紙やホームページ、各種イベントなど、さまざまな場を利用して PR を行いました。

コラム ★ ゴミゼロ運動

印西市は、関東甲信越静 1 都 10 県で行われる「ゴミゼロ運動」に昭和 57 年から参加しており、毎年多くの皆様が参加し、地域の環境美化にご協力いただいています。

今後ごみのないきれいな街をつくるため、クリーン印西推進運動と併せて、なお一層のご協力をお願いします。



ゴミゼロ運動

【問い合わせ先】クリーン推進課 電話：0476-42-5111 内線 382～384

市民・事業者の活動・参加状況

- ゴミゼロ運動には 10,591 名、クリーン印西推進運動には延べ 39,249 名の参加があり、ポイ捨てや不法投棄に対する市民の意識が高まっています。
- 環境推進市民会議を 11 回開催し、うち第 5 回会議では環境推進事業者会議との合同開催とするなど、より良い環境を築き上げていくための、パートナーシップの構築を図りました。
- 環境推進市民会議が中心となって環境行動指針（市民編）を作成・配布しました。
- 広報紙等を通じて「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」への参加を呼びかけた結果、7 月 7 日のセタライトダウンでは、市内 11 事業所に参加・協力をいただきました。



ライトダウンした市役所庁舎



BIG HOP の観覧車もライトダウン

コラム ★ 環境行動指針（市民編）を作成しました

印西市では、市民の皆様が環境負荷を低減するための手がかりとして「環境行動指針」を策定しており、平成 15 年度から「ecoカレンダー」の形で全戸に配布してきましたが、平成 21 年度からは「保存版 印西市環境行動指針（市民編）」に生まれ変わりました。

新しい「保存版 環境行動指針（市民編）」は環境推進市民会議が主体となって内容や構成の検討を重ね、作成したものです。

より良い環境を次世代に引き継ぐことができるよう「保存版 環境行動指針（市民編）」をきっかけに、環境に対する意識を高め、日頃の行動を今一度見直してみてください。

なお、環境行動指針は町内会や自治会を通して配布しておりますが、お手元に届かない場合は、最寄の出張所や公民館、市役所環境保全課にも設置しておりますので、ご自由にお取りください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

環境保全課 電話：0476-42-5111 内線 364、365
印西市ホームページ(<http://www.city.inzai.chiba.jp/>)
トップページより、「暮らす」→「環境」を選択



保存版 環境行動指針の表紙には
青い地球と印西市の風景をレイアウト